

● 60歳代における在職老齢年金支給停止額（月額）

（60歳以上65歳未満）

総報酬月額相当額 + 基本月額（注）		（総報酬月額相当額 + 基本月額）が28万円超の者に適用	
28万円以下	基本月額	総報酬月額相当額	支給停止額
28万円超	28万円以下	48万円以下	$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$
		48万円超	$(48\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2 + \text{総報酬月額相当額} - 48\text{万円}$
	28万円超	48万円以下	総報酬月額相当額 $\times 1/2$
		48万円超	$48\text{万円} \times 1/2 + \text{総報酬月額相当額} - 48\text{万円}$

資料：社会保険庁調べ

（注）総報酬月額相当額=その月の標準報酬月額+その月以前の1年間の標準賞与額の合計額/12ヶ月。

60歳以上65歳未満の基本月額 = 特別支給の老齢厚生年金の年金額の8割の額を12で除した額。

（65歳以上70歳未満）

総報酬月額相当額 + 基本月額（注）	支給停止額
48万円以下	停止なし
48万円超	$(\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 48\text{万円}) \times 1/2$

資料：社会保険庁調べ

（注）65歳以上70歳未満の基本月額 = 老齢厚生年金の年金額を12で除した額。なお、総報酬月額相当額は上表に同じ。また老齢基礎年金は支給停止の対象ではなく、全額支給される。

● 厚生年金基金

厚生年金に上乘せるかたちで、企業が従業員の福利厚生のために用意している企業年金。ただ、すべての企業がこうした基金を持っているわけではなく、対象となっているのはサラリーマンの3割強。なお、企業年金には、厚生年金基金のほかに、退職金を積み立て年金として受け取る適格退職年金、企業が独自につくる自社年金・確定拠出年金（企業型）がある。

< 厚生年金基金を設立している企業従業員の年金給付額 >

（単位：円）

	全 体	男 性	女 性
1996年度	462,367	545,372	201,222
1997	490,996	580,040	208,388
1998	515,730	610,535	215,785
1999	546,655	647,061	224,404
2000	563,359	666,027	233,031
2001	594,535	704,843	240,982
2002	620,464	734,154	251,631
2003	661,787	689,061	577,431

資料：厚生年金基金連合会「厚生年金基金等事業年報」

（注）厚生年金基金給付分、厚生年金の代行部分を含む年間給付額。